

当直用寝具類賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年三月十一日

青森県警察本部長 重松 弘 教

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における賃貸借料  
当直用寝具類（詳細は、入札説明書による。）

二 賃貸借期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年（二〇二〇年）三月三十一日まで

三 賃貸借物件の仕様等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
  - 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、寝具の賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。
  - 3 入札書の提出期限から開札の時間までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
  - 4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 五 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課調度係

電話 〇一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

平成三十一年三月二十六日 午前十一時

3 開札場所及び開札日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

平成三十一年三月二十六日 午前十一時五分

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

七 契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百五十九条の規定による。

八 契約書取り交わしの時期

平成三十一年四月一日

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約全体に対する資産の譲渡等の時期に係る対価の割合

平成三十一年九月三十日まで 十二分の六

平成三十一年十月一日以後 十二分の六

十一 入札書記載金額

落札決定に当たっては、次の1から3までに掲げる金額の合計額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約金額の平成三十一年九月三十日までに行われる資産の譲渡等に係る対価については百八分の百に相当する金額及び平成三十一年十月一日以後に行われる資産の譲渡等に係る対価については百十分の百に相当する金額の合計金額を入札書に記載すること。

- 1 入札書に記載された金額
- 2 入札書に記載された金額に平成三十一年九月三十日までに行われる資産の譲渡等に係る対価の割合（十二分の六）を乗じて得た額に百分の八を乗じて得た額
- 3 入札書に記載された金額に平成三十一年十月一日以後に行われる資産の譲渡等に係る対価の割合（十二分の六）を乗じて得た額に百分の十を乗じて得た額

## 十二 その他

- 1 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 2 入札手続の停止等

平成三十一年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。